

金沢市再資源化品を取り扱う一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準(案) 骨子

第1 趣旨

再資源化品の収集運搬に係る許可申請に対し、本市独自の基準を定める。

第2 用語の定義

再資源化、再資源化品、再資源化収集運搬業許可、再資源化許可申請者
再資源化新規許可申請者、再資源化変更許可申請者、収集運搬車両
食品循環資源ごみ

第3 再資源化収集運搬業許可に係る基準

(1) 申請者に関する事項

・事務所の設置場所、市税の完納、事務所の従事職員

(2) 知識・技能を有することの条件

・産業廃棄物等の収集運搬業に係る認定講習修了者、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けてから5年経過、再資源化品を含む許可

(3) 収集運搬車両について

・車両の所有・使用権限、飛散防止措置

(4) 運搬車両の保管場所について

・土地の所有・使用権原、隣接土地所有者の同意、洗車場及び洗車水の処理設備

(5) 事業の範囲について

・再資源化品に限定、市長が認める処分業者で再資源化

第4 施設変更届出に関する基準

・事務所を移転、収集運搬車両を更新又は増車、収集運搬車両の保管場所の変更

第5 事前協議

・許可申請時、変更届出時に事前協議

第6 実地検査

・許可申請時、変更届出時に実地検査

第7 再資源化収集運搬業許可に係る付帯条件

施行期日 平成23年4月1日